平成２３年（フ）第２０７号
北海道苫小牧市字勇払44番地の12　メゾンピューピルⅡ202号
債務者　阿部　　勝
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４０９号
函館市高盛町27番７号、住民票上の住所函館市田家町７番12号
債務者　野里　敬史
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４７５号
函館市梁川町12番６号
債務者　岩谷　秀一（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８０７号
千葉県柏市あけぼの３丁目８番45号　柏重ハイツＡ―101号
債務者　加藤　智子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８２２号
千葉県我孫子市湖北台４丁目６番６号
債務者　安本けい子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷８丁目２番12―205号
債務者　朝日裕紀子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３３号
千葉県松戸市馬橋513番地２　松戸登校拒否を考える会したいな～松戸、住民票上の住所千葉県船橋市二和西５丁目18番７号
債務者　薄井　麻生
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３８号
千葉県松戸市牧の原１丁目95番地　藤和シティホームズ新八柱リフィーネ406号
債務者　木村さくら
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８４３号
千葉県鎌ケ谷市南初富１丁目３番６号
債務者　山口勇一郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８９８号
千葉県松戸市常盤平４丁目６番地の３　カーサグラン松戸404号
債務者　田中　玲子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５５号
山口県宇部市東小羽山町５丁目２番９―203号
債務者　倉守恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８５号
香川県坂出市大屋冨町1865番地２
債務者　藤井　宣昭
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８６号
香川県坂出市大屋冨町1865番地２
債務者　藤井　久代
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１６８号
香川県丸亀市土器町東７丁目293番地　ＬＯＴＵＳハイツ土器東301号
債務者　髙橋　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１１６１号
千葉県市川市宮久保３丁目21番８号
債務者　青木　淑子（旧姓岩川）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４２号
千葉県船橋市山手２丁目９番27号　カーサ山手107号
債務者　一宮　豊裕
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０９号
千葉県船橋市三山５丁目42番11号　三山コーポ101号
債務者　河野　直美（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係